

平成27年度 定期監査報告 (第3号)

1. 監査の対象 総務部〔総務課、東京事務所、情報管理課、税務課〕
2. 監査の期間 自 平成27年 9月 1日
至 平成27年 10月 16日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成26年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

(1) 前回監査の指摘事項の処理状況について

(2) 予算執行の全般的な体制の適否について

(3) 収入事務について

- ① 過誤納金の処理の適否
- ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
- ③ 調定漏れの有無
- ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
- ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
- ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
- ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
- ⑧ 現金引継ぎの適否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 総務部

● 総務課

○ 総務・防災担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 高潮災害避難者の浴場使用料の支出において、平成26年12月の利用分が平成27年5月に支出されている。請求年月は平成27年5月であるものの、請求までに半年近くを要しており、事故繰越になりかねないので、速やかに請求書を徴取し支出すべきである。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 顧問弁護業務委託において、予定価格調書の作成、及び見積書の徴収がなされずに契約が締結されているが、これらを省略できるのは市契約規則第27条の2、及び第28条に該当する場合である。
本委託については、予定価格調書の作成、及び見積書の徴収は省略できないと解するので、適正に事務処理されたい。
- (2) 防災啓発番組「防災インフォ」放送業務委託において、仕様書で年間52回の放送と定めているが、実績では年間50回の放送となっているので、毎月の完了確認を徹底され、適正に事務処理されたい。

3. 財産について

【指摘事項】

- (1) 各課で使用する切手の受払簿を作成し、切手の管理をされているが、受払簿の決裁を一切行っていないこと、また、受払簿の他に切手種別毎の管理を行うため、集計票等を作成し、PC上でデータ管理をされているものの、同様に、決裁行為がなされていないので、その管理体制を強化されたい。

4. その他について

【指摘事項】

- (1) 嘱託職員の時間外・休日勤務命令簿における1ヶ月間の全(計13件)決裁を主査が課長代決を行っており、課長の決裁権限を無視した不適切な事務処理となっている。
また、これらについてはいずれも事務取扱規程第8条の規定に基づく代決後の後関も行われていないので適正に事務処理されたい。

○ 職員担当

1. その他について

【指摘事項】

(1) 歳入歳出外現金（保管金）の取扱について、過去（時期不明）に不明額が発生し、長期間に亘って残り現在に至っているため、処理を行うこと。

今後において、歳入歳出外現金整理簿等により適正に処理し、不明額が発生しないよう適正に事務処理を行っていただきたい。

【意見】

(1) 職員の資格取得奨励助成金について、平成26年度においては、5名（8名）の方が助成を受け資格取得しているが、もっと多くの職員がこの資格取得奨励金を有効に活用するよう職員に周知し、人材育成を図られたい。

(2) 職員の服務規律（交通事故防止）の遵守に関する取り組みについて、職務中の公用車の車両物損事故等による交通安全義務違反による処分が増加傾向にあり、市職員が率先して市民の模範となるべき立場にありながら、平成25年度2,853千円から平成26年度3,704千円と物損事故等が増加している状況の中交通事故防止通達だけでなく職員研修等を行うなどの取り組みを行うよう図られたい。

○ 秘書担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

(1) 交際費の支出において、平成26年3月3日に購入した品代を平成26年度予算で平成26年4月17日に支出されているが速やかに請求書を徴取し平成25年度予算で支出すべきであり、又平成26年3月末日に購入されている品代等については資金前渡により平成26年度予算で支出されているが、支出負担行為伺票を起票し、平成25年度予算で支出すべきであり、適正を欠くので留意されたい。

○ 広報広聴担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

(1) 支出負担行為額が50万円未満で会計課へ回付を要しない支出負担行為伺票において、起票はなされているものの決裁行為を行わずに事務処理を行っており、結果、支出負担行為の承認がなされずに支出命令票を起票しているため適正に事務処理されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

(1) ラジオ広報番組に係る請負契約において、随意契約ではあるが、執行伺に添付している契約書（案）に請負先が記入されているため、適正に事務処理されたい。

【意見】

(1) 広報ねむろの印刷部数は平成26年度で毎月12,100部となっているが、毎月の残部数はコンビニ等で配布し回収したものを含め、月平均で300冊以上の残が生じているところである。世帯数の減などにより、近年は年度当初に印刷

部数の見直しが図られていると考えるが、今後においても、世帯数はもとより、コンビニ等の需要を的確に見極めた上で発注されるなど、経費節減に努められたい。

○ 歯舞支所

- ・特記事項なし

● 東京事務所

- ・特記事項なし

● 情報管理課

○ 情報管理担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) コンビニ・クレジット納付書封入封緘業務委託において、設計図書で積算した金額と見積書比較価格及び予定価格に相違が見られるものが1件あるので、整合性を図られたい。
- (2) クラウド版起債管理システム使用許諾契約、及び光ファイバー保守契約において、随意契約ではあるが、執行伺の段階にも関わらず添付されている契約書(案)若しくは仕様書(案)に業者名が記入されているので、適正に事務処理されたい。
- (3) 総合行政ネットワークシステム保守契約において、契約期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっているが、契約締結日が平成26年4月21日となっており、契約締結日より前に業務が履行されているので、適正に事務処理されたい。

○ 統計担当

- ・特記事項なし

● 税務課

○ 課税担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 消耗品購入において、業者からの請求書(消費税)の額に誤りがあり、そのまま支払をされているが、精査の上精算されたい。また、同じく請求額に誤りがあり過払いが生じているので、精査の上精算処理されたい。

○ 納税担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 市民税の外勤領収書の出納員控において、合計金額と納付額に相違が見られるものが1件あり、一方で当該外勤領収書の収入原符(会計課保管)を確認すると、合計金額と納付額は一致している。出納員控は収入原符の複写となっていることから、金額の訂正を行った嫌いがあり、金額の訂正は当然に認められるものではないので、厳に慎まれない。